

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和 7 年 8 月 22 日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 山 崎 栄 治

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達名称及び数量 佐賀県警察高度情報通信ネットワークシステム電気通信回線 1 式
- (2) 調達内容 入札説明書のとおり
- (3) 利用期間 令和 8 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日まで
- (4) 納入場所 佐賀県警察本部警務部会計課長が指定する場所

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条の規定による電気通信事業の登録を受け、かつ、日本国内において本契約と同種の電気通信回線に係る提供役務の受注実績を有すること。

3 入札手続に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号 840-8540

佐賀市松原一丁目 1 番 16 号

佐賀県警察本部警務部会計課 出納係

電話番号 0952-24-1111

電子メールアドレス keisatsukaikei@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係様式の交付期間及び方法

令和 7 年 8 月 22 日（金）から同年 9 月 10 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの期間に、(1) の部局で交付する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に定める競争入札参加資格確認申請書に添付書類を添えて、イの期限までに(1)の部局に郵送し、又は持参すること。

イ 提出期限

令和7年9月10日（水）午後5時（郵送の場合には、提出期限までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年9月24日（水）午後5時までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札参加者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者であることが判明したとき。

エ 自己又は自社の役員等が、2の(6)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(6)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

オ その他本調達について、契約を履行することが困難になるとみられる

事由が発生したとき。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年10月3日（金）午前9時

イ 場所 佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部庁舎本館2階
聴聞室

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

(6) 入札書の提出方法

別に定める入札書を(5)の場所に直接持参し、又は(1)の部局に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和7年10月2日（木）午後5時までに必着とする。

また、封筒に「佐賀県警察高度情報通信ネットワークシステム電気通信回線入札書在中」と朱書きすること。

期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

(7) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」

を記入し、又は頭初に「㍿」の記号を、末尾に「一」の記号を付記すること。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(9) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(7)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 1人で2以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のないもの

シ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(11) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。

(12) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札又は開札を中止する。この場合の損害は入札参加者及び入札者の負担とする。

ア 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正な行為を行い、又はこれを行おうとしていると認めるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(13) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに入札辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(14) 落札者の決定方法

ア 予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじ

を引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

エ 再度入札は2回を限度とし、再度入札においても落札者がいない場合は、2回目の再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。

4 入札保証金及び契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の規定により納付すること。ただし、同規則第103条第3項又は第115条第3項に該当するときは全部を免除し、又は一部を減額する。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続並びに履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 入札参加者及び入札者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
- (6) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止することがある。
- (7) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。
- (8) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）上の罰則規定に基づき処罰されることがある。
- (9) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。
- (10) 公告内容に質問がある場合は、質問書（任意様式）に質問内容を記載し、令和 7 年 8 月 22 日（金）から同月 28 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に、持参し、郵送（必着）し、又は 3 の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。電話又はファクシミリ等による質問は受け付けない。

質問に対する回答は、令和 7 年 9 月 4 日（木）午後 5 時までに書面又は電子メールを送付することにより行うものとする。
- (11) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。
- (12) この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 4 条に規定する特定調達契約である。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

The telecommunications line contract of Saga police Intelligence
Expert communication Network System, 1 set

(2) Usage period:

From February 1, 2026 through January 31, 2032.

(3) Date for the bid:

The meeting for bidders will begin promptly at 9:00 a.m. on
Friday, October 3, 2025.

Bring the bid with you or send it by mail. If sending by mail,
bids must be sent by registered post and received by 5:00 p.m.
on Thursday, October 2, 2025.

(4) Contact information:

Finance Section, Police Administration Department, Saga
Prefectural Police Headquarters, 1-1-16 Matsubara Saga City, Saga
Prefecture, 840-8540, Japan
Tel:0952-24-1111